

事務連絡
平成 27 年 12 月 25 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中



厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課

「染毛剤製造販売承認基準について」の一部訂正について

「染毛剤製造販売承認基準について」（平成 27 年 3 月 25 日付け薬食発 0325 第 33 号厚生労働省医薬食品局長通知）について、その一部を別添のとおり訂正方よろしくお願いいたします。

別添

該当箇所	正	誤
別紙中、2(1) ーイー(ア)の 第一剤(非酸化 染毛剤:2剤型 の第一剤)	別表2のⅢ欄、V欄B又はV 欄Cに掲げる有効成分を必要 に応じて配合する。	別表2のV欄Bに掲げる有効成 分を1種類以上配合し、必要に 応じて別表2のⅢ欄又はV欄C に掲げる有効成分を配合するこ とができる。
別表2-2中、 区分IのD及 びE	硫酸2,2'-[(4-アミノフェニル) イミノ]ビスエタノール	酸2,2'-[(4-アミノフェニル)イミ ノ]ビスエタノール